

佐々町長 濱野 互

変更契約の内容に関する事項の公表について

下記のとおり変更契約を行いましたので、その内容を公表します。

記

工 事 名	令和 7 年度 防護柵補修工事(町道神田線・桜つつみ遊歩道)
工 事 場 所	長崎県北松浦郡佐々町八口免 他
工 事 概 要	町道神田線 工事延長 L=57m 桜つつみ遊歩道 工事延長 L=65m
請 負 業 者	長崎県諫早市津久葉町1883番地23 (株)西日本ライナー 代表取締役 小玉 和明
変 更 内 容	町道神田線 工事延長 L=50m→57m コンクリート建込式ガードレール L=50m→51.5m ベースプレート式 ガードレール L= 5.5m追加 桜つつみ遊歩道 工事延長 L=63m→65m コンクリート建込式転落防止柵 L=63.0.m→2.0m 土中式転落防止柵 L=63.0m追加 補強コンクリート N=8箇所追加
変 更 理 由	・町道神田線において、ガードレールを設置するにあたり当初、設置箇所である路肩のコンクリートに、コンクリート建込式支柱の設置を予定していた。現地踏査の結果、神田線に接道する橋梁部や一部区間において、ガードレール支柱の必要な根入れ長さに対して路肩のコンクリート厚が不足することが判明したため、路肩のコンクリート厚でも設置可能なベースプレート式支柱へ変更した。 ・桜つつみ遊歩道において、転落防止柵を設置するにあたり当初、コンクリート基礎建込式支柱の設置を予定していた。現地踏査の結果、基礎掘削時、斜面下部の住宅へ転石する恐れや、今後斜面が雨水等により基礎周辺が洗堀されることが想定されたため、掘削を必要としない土中式支柱へ変更した。また支柱を設置する一部区間において、既に斜面が洗堀された箇所があるため補強コンクリートを追加で設置した。 ・その他諸数量を変更した。
変 更 契 約 日	令和 8 年 3 月 11 日
変 更 前 契 約 額	4,570,500円 (内消費税額 415,500円)
変 更 額	増 249,700円 (内消費税額 22,700円)
変 更 後 契 約 額	4,820,200円 (内消費税額 438,200円)
変 更 前 工 期	令和 7 年 9 月 25 日 175 日間 令和 8 年 3 月 18 日
変 更 後 工 期	令和 7 年 9 月 25 日 175 日間 令和 8 年 3 月 18 日
そ の 他	第 1 回変更